



基安発第 0615001 号
平成 17 年 6 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

鉄道事業者に対する安全衛生管理の徹底について

本年 4 月 25 日に西日本旅客鉄道福知山線において発生した脱線事故により、多数の労働者を含む、107 人の方が亡くなり、500 人を超える負傷者が出たことは極めて遺憾である。

厚生労働省としては、同社に対し、大阪労働局、兵庫労働局及び所轄労働基準監督署による立ち入り調査を実施してきたところであるが、安全衛生管理等について改善を必要とする事項が認められたため、別添のとおり大阪労働局長から西日本旅客鉄道社長あて指導を行ったところである。

については、他の鉄道事業者においても同様の問題があるおそれがあることから、貴職においては、下記に留意の上、管内の鉄道事業者に対し、安全衛生管理の点検の実施等について要請し、その実施結果の概要を徴するとともに、必要な指導を各鉄道事業者を実施されたい。

なお、各鉄道事業者から徴した実施結果の概要及び貴局において実施した指導内容を本職あて報告されたい。

記

- 1 各鉄道事業者への要請及びこれに基づく指導は、本社を所轄する局から、本社に対して実施するものとし、点検項目等については別途指示するところによること。なお、西日本旅客鉄道(株)に対しては重ねて要請を行う必要はないこと。
- 2 各鉄道事業者から局に対する報告は、平成 17 年 8 月 1 日 (月) までに行わせることとし、本省に対する報告は平成 17 年 8 月 22 日 (月) までに行うこと。

(別添)

西日本旅客鉄道脱線事故に対する調査結果の概要について

1 概要

本件について、大阪労働局、所轄労働基準監督署等において、京橋電車区、大阪支社等に対して立ち入り調査を実施した。

その結果、把握された問題点に対し、5月30日に大阪労働局長から西日本旅客鉄道社長あて、京橋電車区の問題点はもとより、全社的な見直しを行うよう指導文書を交付した。

2 指導内容の概要

調査によると、一定の措置は実施されていたものの、以下の点について問題があったため、その改善を指導した。

(1) 安全衛生委員会の活動について

- ① 労働者側委員について、労働者代表からの推薦に基づき指名すること。
- ② 産業医を出席させること。
- ③ 労働者の健康診断結果等健康障害防止やメンタルヘルス対策に係る調査審議を行うこと。
- ④ 労働災害に係るヒヤリハット事例や日常の安全活動結果等についての審議を行うこと。
- ⑤ 安全衛生規定を審議すること。

(2) 安全管理者等に対する教育等に関する安全衛生教育計画を審議・策定し、計画的・組織的な安全衛生教育を行うこと。

(3) 経営トップ自らが定めた安全衛生方針について各事業場に周知徹底を図ること。また、それに基づく目標・計画による組織的・継続的な安全衛生水準の向上のための仕組みを確立すること。

(4) 就業規則の一部である賞罰等取扱規程を届け出るとともに、周知を図ること。